

次世代住宅ポイント制度におけるポイント交換商品の募集について (交換商品募集要項)

平成 31 年 4 月 9 日
次世代住宅ポイント事務局

1. はじめに

次世代住宅ポイント制度（以下「本制度」という。）は、2019 年 10 月の消費税率引上げに備え、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、消費者の需要を喚起し、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図ることを目的とし、税率 10% で一定の性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、様々な商品と交換できる次世代住宅ポイント（以下「ポイント」という。）を発行する制度です。

次世代住宅ポイント事務局（以下「事務局」という。）は、ポイントの交換対象として指定する商品（以下「交換商品」という。）およびその交換商品事業者（以下「交換商品事業者」という。）について、以下の通り募集を行います。

2. 本制度の概要

- ・ 事業予算 : 1,300 億円（事務費込み）
- ・ 発行ポイント数 : （新築） 最大 35 万ポイント/戸
（リフォーム） 最大 60 万ポイント/戸
- ・ 商品交換期間（予定） : 2019 年 10 月 1 日～2020 年 6 月 30 日

3. 募集する交換商品

本制度の政策テーマに資する商品を募集します。交換商品の要件は別紙の「交換商品の公募に係る要件について」のとおりです。また、当該要件を満たす商品例は別表の「政策テーマにおける対象カテゴリと商品例」（以下「商品例」という。）のとおりです。

| 政策テーマ | 要件（一般要件） |
|----------------|--|
| 省エネ・環境配慮に優れた商品 | 生産・加工等の工程において環境上の課題に対し、一定の妥当な配慮がなされていることについて、認証制度の取得状況等により妥当と考えられる内容が明示されていること |
| 防災関連商品 | 災害発生時の被害の防止・抑制や円滑な避難、生活手段の確保・維持等に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること |
| 健康関連商品 | 健康の保持増進や高齢者が安心して生活できる環境づくりに資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること |
| 家事負担軽減関連商品 | 家事負担の軽減に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること |

| | |
|-------------|---|
| 子育て関連商品 | 子どもや保護者が使用する子どもの健やかな成長に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること |
| 地域の振興に資する商品 | 国内の特定の地域における地域資源を活かした生産・加工等を経た農林水産物、畜産物、加工食品・飲料、伝統工芸品等の地場産品であり、「地域の振興」に資することについて、妥当と考えられる内容が明示されていること |

4. 交換商品事業者の要件等

(1) 交換商品事業者の要件

原則として、以下①～⑤のすべてを満たす者。

① 日本国内に法人登記している企業、団体

② 日本国内で消費者向けの通信販売の実績（※）を有すること（2019.04.18 追記）

※「通信販売の実績」とは、交換商品事業者の登録申請時点において、以下の機能を有していることとします。

- ・WEB上に自社が運営または管理する通信販売サイト（モール型のオンラインストアへの出店を含む）を有し、当該サイトから商品の閲覧、注文ができること
- ・受注した商品の配送について、配送会社と物流委託、定期集荷などの基本契約を締結していること
- ・商品の問い合わせについて、メールだけでなく電話でも受け付けていること

③ 商品交換期間を通じて提供できる十分な在庫を有する商品を3点以上提供できること

④ 事務局が定める「次世代住宅ポイント交換商品事業者登録規約」（以下「規約」という。）、「商品交換に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）および事務局が制作しているマニュアル等（以下「運用マニュアル」という。）に沿って運用を行えること

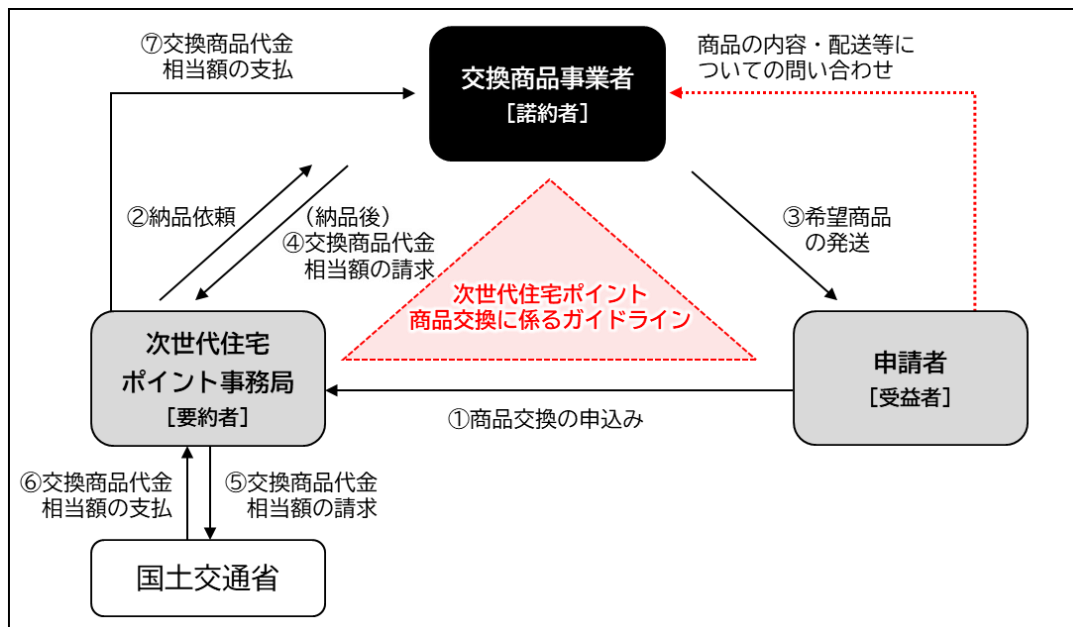
⑤ 以下にいずれにも該当しないこと

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・既に本制度の交換商品事業者として登録されている（同一事業者の複数登録はできません。）

※①～③の要件に適合し難い場合は、個別にご相談ください。

(2) 商品交換の契約関係

商品交換における法的関係は、事務局＝要約者、交換商品事業者＝諾約者、申請者＝受益者（第三者）とする「第三者のためにする契約」（民法第 537 条）が成立するものと整理され、「ガイドライン」に基づき、商品交換業務が行われます。



(3) 交換商品に係る責任

交換商品事業者は、応募する商品が交換商品の要件を満たすことについて、その責任を負うものとします。事務局は、申告された内容の範囲で確認を行います。また、交換商品の公表・交換後であっても、事務局は、要件を満たさない商品に関して、交換商品の登録抹消や発注取り消し、交換商品事業者に対する商品回収の指示や支払い済みの代金の返還請求等必要な措置を行うことができます。

5. 募集の概要

(1) 手続きの流れ

まず、交換商品事業者の登録申請を行っていただきます。その際、交換商品として提供を希望する商品のうち、3つの商品を併せて登録申請していただきます。

交換商品として4つ以上の商品の提供を希望する場合は、交換商品事業者として登録完了後に、交換商品事業者の登録申請時に登録申請した3商品以外の商品について登録申請を行っていただきます。

(2) 交換商品事業者、交換商品の登録申請期限 : 2020年3月31日

※交換商品事業者登録申請書は、登録申請期限までに必着です。

※多数の交換商品が登録された場合、申請期限前に受付を終了することがあります。

(3) 交換商品事業者の登録申請の方法

申請の手順は以下①～③のとおりです。なお、申請は事務局が提供する WEB システム（以下「交換商品事業者ポータル」という。）上で行います。詳しくは『交換商品事業者登録マニュアル』をご確認ください。

① 事業者情報の入力

事務局ホームページから、交換商品事業者ポータルのアカウントを取得し、交換商品事業者ポータルの事業者応募フォームに必要事項を入力します。

② 3つの商品情報の入力

交換商品事業者ポータルに、交換商品として登録を希望する商品のうち、まず3つの商品について、詳細情報を入力します。

※4つ以上の商品の登録については、交換商品事業者の登録完了後に登録の申請をしていただきます。

③ 交換商品事業者登録申請書の提出

①②の完了後、交換商品事業者ポータルにおいて交換商品事業者登録申請書（以下「申請書」という。）の出力が可能になります。申請書に代表者による押印を行い、期限までに以下の送付先に郵送してください。

なお、申請書の提出をもって規約に同意したものとみなします。規約及び運用マニュアルについて必ず代表者、関係部署による確認を行ってください。

◆送付先◆ 〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱22号
次世代住宅ポイント 交換商品事業者登録係 宛

※メール便、宅配便は利用できません。
※到着確認にはお答えできません。自身で確認できる方法で郵送してください。

(4) 交換商品事業者の審査の方法

事務局は、登録申請を行った事業者が交換商品事業者の要件に、3つの商品が交換商品の要件に適合していることについて、交換商品事業者ポータルに入力された情報をもとに審査を行います。

なお、交換商品の要件への適合性の審査にあたって、必要に応じて第三者委員会に意見を聞きます。特に、商品例に該当しない商品は、個別に交換商品の要件への適合性を審査し、第三者委員会の意見を聞くこととなるため、登録までに時間を要する場合がございます。

登録申請を行った事業者が交換商品事業者の要件に、3つの商品が交換商品の要件に適合している場合、当該事業者を交換商品事業者として登録するとともに、3つの商品も交換商品として登録します。

(5) 交換商品事業者登録後の交換商品の登録申請の方法（4つ以上の商品の登録を希望する場合）

交換商品事業者の登録時に交換商品として登録した商品以外の商品の登録を希望する場合は、1事業者あたり200商品まで登録することができます。（※交換商品として提供を希望する商品が交換商品事業者の登録時に交換商品として登録した商品のみ場合は本申請は不要です。また、登録商品数は今後拡充する場合があります。）

商品の登録申請は、交換商品事業者が、交換商品事業者ポータル上にて行います。登録申請は随時可能です。

交換商品の審査の方法は、「(4) 交換商品事業者の審査の方法」と同様です。

商品が交換商品の要件に適合している場合、当該商品を交換商品として登録します。

(6) 交換商品の公表時期と公表方法（予定）

登録された交換商品は、事務局ホームページにおいて2019年6月3日から2020年8月31日まで掲載することを予定しています。

また、登録された交換商品は事務局ホームページにおいて公表するほか、事務局ホームページ上で商品の交換申込みを行うことができない申請者に向けて一部を交換商品カタログに掲載し、ポイントの発行申請窓口等で閲覧できるようにします。

カタログへの登録掲載については、「5. 交換商品登録後の手続き」の「① 交換商品カタログへの商品掲載」をご覧ください。

5. 交換商品登録後の手続き

交換商品登録後の主な手続きは以下の通りです。詳しくは運用マニュアルをご確認ください。

① 交換商品カタログへの商品掲載

事務局ホームページ上で商品の交換申込みを行うことができない申請者に向けて、交換商品の一部を掲載したカタログ（以下「交換商品カタログ」という。）を作成します。交換商品カタログは、次世代住宅ポイントの発行申請窓口等に設置する予定です。カタログへの登録商品の掲載を希望する場合、下表の募集期間内に交換商品事業者ポータル上で手続きを行う必要があります。1事業者あたり最大3商品まで応募することが可能です。なお、いかなる場合も掲載商品の変更、取り下げはできません。必ず毎年提供ができ十分な在庫を有する商品のみ掲載を行ってください。登録期間内に、交換商品カタログの掲載商品数の上限を超えた場合、事務局は掲載商品を選定することがあります。選定にあたっては、政策テーマや交換に必要なポイント数の偏り、同一商品の重複等を考慮しますが、その結果について交換商品事業者に通知しません。

詳しくは、運用マニュアルをご確認ください。

| | 配布開始 | 募集期間 | 掲載商品数の上限 |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 第1巻 | 2019年9月初旬 | 2019年4月～7月末 | 1000商品を上限とする |
| 第2巻 | 2020年2月初旬 | 2019年8月～11月末 | 1000商品を上限とする |
| 第3巻 | 2020年5月初旬 | 2019年12月～3月末 | 1000商品を上限とする |

② 交換商品の納品依頼

事務局は、申請者から商品交換の申込みを受けた場合、原則、翌営業日に交換商品事業者に納品依頼データを交換商品事業者ポータルで通知します。交換商品事業者は、速やかに受注受付を申請者に通知します。申請者への通知にあたっては、交換商品事業者ポータルの通信欄または自社のメールアドレスを利用することができます。

③ 交換商品の発送と納品完了報告

交換商品事業者は、納品依頼データを受け取った後20日以内に商品（予約商品を除く）を発送します。発送にあたっては、追跡サービスを提供する配送会社を指定し、伝票番号等を申請者に通知します。申請者が商品受取り後、交換商品事業者ポータル上で納品完了報告を行ってください。納品完了報告にあたっては、伝票番号等が必要になります。

④ 商品代金の振り込み

事務局は、納品完了報告が行われた商品の代金について、原則、翌月末に交換商品事業者の指定口座に振り込みを行います。ただし、納品完了報告の調査などにより、納品実績に疑義が生じた場合は、振り込みの一部または全部の停止、または延期することがあります。

6. その他

(1) 配送会社の指定

交換商品の発送には、配送状況の追跡サービスを利用する必要があります。原則、以下のいずれかの配送業者から指定してください（複数選択可）。他の配送会社を利用する場合は、当該配送会社の名称と追跡サービスが確認できるホームページ等を申告してください。

| 荷物 | 配送会社 | 追跡 URL |
|----|---------------|---|
| 小型 | 佐川急便 | http://www.sagawa-exp.co.jp/send/howto-search.html |
| | 西濃運輸 | https://track.seino.co.jp/kamotsu/GempyoNoShokai.do |
| | 日本郵便 | https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/ |
| | 日本通運 | https://www.nittsu.co.jp/support/search/ |
| | 福山通運 | https://corp.fukutsu.co.jp/situation/tracking_no |
| | ヤマト運輸 | https://toi.kuronekoyamato.co.jp/cgi-bin/tneko |
| 大型 | SG ムービング | http://www.sagawa-exp.co.jp/send/howto-search.html |
| | プラスカーゴサービス | https://www.plus-cs.co.jp/trce/THBS0410.do |
| | ヤマトホームコンビニエンス | http://toi.kuronekoyamato.co.jp/cgi-bin/tneko?init |

※2019年3月事務局調べ。配送会社により変更されている場合があります。

7. 問い合わせ先

●電話 **0570-000-592** (IP 電話等からのお問い合わせは 042-303-1514)

※営業時間：平日 9：00～17：00 (土日祝は繋がりません)

※ナビダイヤル、通話料が掛ります。

※繋がりにくいことが予想されます。予めご了承ください。

※お問い合わせの前に、公表されている「交換商品事業者 登録マニュアル」「交換商品事業者 運用マニュアル」等の資料を必ずご確認ください。

※事務局はパソコンの設定や操作方法についての問い合わせには対応できません。
(限られた人員で運営しておりますので、予めご了承ください)

●メール **item1@jisedai-points.jp** (交換商品事業者募集専用)

※個別のお問い合わせはお電話にてお願いいたします

※メールでのご連絡については、回答にお時間をいただく場合、
またはお答えできかねる場合がありますので、何卒ご了承ください。